

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 21 年 9 月
航空局管制保安部管制技術課

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 39 条第 1 項においては、国際標準を定めた国際民間航空条約第 10 附属書の規定に基づき、航空保安施設の設置許可についての審査基準を規定しており、同規定を受けた航空保安無線施設の位置、構造等の具体的な基準については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 99 条において定めているところ。

今般、国際民間航空条約第 10 附属書に規定する VOR（超短波全方位式無線標識施設）及び DME（距離測定装置）の基準が改正されることに伴い、我が国においても同条約の定める基準に沿って、規則を以下のように改正することとする。

2. 改正の概要

現状の航空機搭載装置の性能及び運用要件を踏まえ、以下の航空保安無線施設に係る設置基準を改正する。

(1) VOR の最低基準要件の変更（施行規則第 99 条第 1 項第 6 号ホ、ト及びヲ関係）

① 振幅変調の変調度

- ・ 副変調波による振幅変調：28～32% → 20～55%
- ・ 可変位相信号（ドプラー VOR にあつては、基準位相信号）：
28～32% → 25～35%

② ドプラー VOR の可変位相信号による周波数変調の変調指数：

- 15 以上 17 以下 → 15 以上 17 以下（仰角が 5 度以下）
11 以上（仰角が 5 度を越えて 40 度以下）

(2) タカン及び DME の最低基準要件の変更（規則第 99 条第 1 項第 7 号ノ、オ、ヤ及びマ並びに同項第 9 号タ関係）

① 識別符号の要件

- ・ 速度：1 分間に 7 語 → 1 分間に 6 語以上
- ・ 送信時間：5 秒を超えないこと → 10 秒を超えないこと
- ・ 送信間隔：30 秒間に 1 回以上 → 40 秒間に 1 回以上

・ VORとILSと組み合わせられて使用される送信間隔：

30秒間を4以上に等分した一期間 → 40秒間を4以上に等分した一期間

②受信装置の最大感度：

1ワットを基準としてマイクス125デシベル以下 →

1ワットを基準としてマイクス125デシベル以下（当該施設の有効範囲が56kmを超える場合）

1ワットを基準としてマイクス115デシベル以下（当該施設の有効範囲が56km以下の場合）

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成21年11月 公布

施行：平成21年11月 施行